

健康保険証廃止に伴う配置技術者の雇用の確認方法について

当企業団発注工事における現場代理人、主任（監理）技術者等については、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを条件としており、その確認書類として、事業所名称（会社名）の記載のある健康保険の被保険者証などとしていますが、令和7年12月2日からの健康保険証の廃止に伴い、下記書類のいずれかの写しにより確認を行います。

1. 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）
2. 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
5. 商業登記簿謄本の役員名簿欄
6. 源泉徴収票
7. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
8. 雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）

※すべて写し可

※現場代理人および技術者は、受注者と直接的かつ恒常的に雇用されていることが必要です。なお、日々雇用や雇用期間を限定した雇用は、恒常的な雇用関係にあるとはいえません。